

「第一号通所事業サービス」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(相模原市指定)

当事業所は、ご利用者に対して第一号通所事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたい事を次のとおり説明します。

＊ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援 1」「要支援 2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 泰政会
- (2) 法人所在地 神奈川県相模原市中央区中央5丁目3番18号
- (3) 電話番号 042-751-7732
- (4) 代表者氏名 理事長 鈴木 由美子
- (5) 設立年月日 平成9年12月8日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定第一号通所事業・平成18年4月1日指定

介護保険事業者番号 1472600269

＊ 当事業所は特別養護老人ホーム泰政園に併設されています。

(2) 事業所の目的

泰政園居宅支援センターが行う通所生活介護事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、第一号通所事業者が介護保険法に基づく居宅介護者等に対して適正な介護予防を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 居宅支援センター 泰政園
- (4) 事業所の所在地 神奈川県相模原市中央区中央5丁目3番18号
- (5) 電話番号 042-751-7732
- (6) 事業所長（管理者） 施設長 鶴田 早織
- (7) 当事業所の運営方針

- 1. 介護予防サービスの事業者は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 第一号通所事業サービスは、事業を運営するにあたっては常に地域福祉の向上を配慮し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供するものと綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 介護予防サービス事業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

(8) 開設年月日 平成18年4月1日

(9) 利用定員 30人

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域（相模原市内：緑区一部の地域を除く）

相模原、氷川町、小山2丁目・3丁目、南橋本1丁目、清新、下九沢一部、小町通、相生矢部、横山、横山台、星が丘、千代田、富士見、鹿沼台、中央、並木一部、陽光台一部、光が丘一部、上溝一部、向陽町一部

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し12月29日～1月3日までは休業日
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間	通所介護相当サービス計画に基づき提供時間を設定いたします。

4 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定第一号通所事業サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	
1. 施設長（管理者）	1名	特養兼務
2. 介護職員	6名	
3. 生活相談員	1名	
4. 看護職員	1名	
5. 管理栄養士	1名	特養兼務

＊ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合は、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8時20分～17時20分 8時20分～16時20分 8時45分～12時45分
2. 看護職員	勤務時間 9時10分～16時10分 ☆原則として1名の看護職員が勤務します

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により栄養並びに、ご利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
（食事時間） 12:00～13:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきり又は身体的に自立した入浴が困難な方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

④各種加算（選択的サービス）

＊ 平成18年4月より介護保険改正により下記の選択的サービスが新設されましたが、当センターは現時点では実施されておりません。

- 運動器機能向上加算
- 栄養改善加算
- 口腔機能向上加算

⑤アクティビティ実施加算（選択的サービス）

- ・利用者に対して、計画的にアクティビティ（集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練をいう。）を実施した場合に加算する。

- 私は、本書面に基づいて事業所からアクティビティ実施加算についての説明を受け、サービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

<サービス利用料金（1回あたり）>

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援1又は要支援2の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご利用者にご提供する食事代は別途いただきます。〔下記（2）①参照〕

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事代 料金：1回あたり750円（おやつ代含む）

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として下記の料金をいただきます。

料金：施設より2kmを越えて1kmごとに50円

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

書道教室： 50円

④複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：1枚20円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：紙オムツ 1枚 150円

はくパンツ 1枚 150円

尿とりパット 1枚 50円

⑥応急手当等にかかる費用

絆創膏代 1枚 10円

ガーゼ代（5cm×5cm） 1枚 30円

ドレッシングテープ代（5cm×5cm） 1枚 50円

⑦散髪代（サービス時間外に行っています。）

*回/ 2,300円 *顔そり 2,300円

*眉毛、耳毛、鼻毛等の手入れ 各 300円

- ★ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の自己負担費用は、次のいずれかの方法においてお支払をいただきますようお願い致します。

A. 金融機関口座からの自動引き落とし（翌月28日に口座より引き落とされます。）

B. 下記指定口座への振り込み

八千代銀行相模原支店 普通預金 0725521

口座名義：社会福祉法人泰政会 デイサービスセンター泰政園 施設長 山崎 淳

（指定期日までに振り込みをお願い致します。尚、手数料は利用者負担となります。）

C. 現金支払い（窓口でのお支払いとなります。）

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により通所介護サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までのキャンセル（やむを得ない場合を除く）利用者負担金の50%をいただきます。

*なお、介護保険法に基づき当日、利用を中止されましても介護保険料金（1割負担分）は定額制となりますので、つき額のお支払い料金は変わりません。

但し、介護度の変更があった場合、介護保険法に基づき介護保険料金（1割負担分）の変更があります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間に

サービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6 苦情の受付について（契約書第20条参照）

（1）当事業所における苦情や受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また受け付けた内容は記録・書面に残します。

○ 苦情受付窓口（担当者）

職名 生活相談員 小島 美香

○ 受付時間

8：30 ～ 17：30 （毎週月曜日～金曜日）

（2）行政機関その他苦情受付機関

相模原市 福祉基盤課	所在地 相模原市中央区中央2-11-15 電話番号 042-707-7046
国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 ダイレクトイン 0570-0-22110

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に対する担当者	施設長 鶴田 早織
-------------	-----------

- （2）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- （3）虐待防止のための指針の整備をしています。
- （4）従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- （5）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

8 身体的拘束等の禁止

事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

但し、利用者は又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

前項但し書きの規定に基づき、身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録しま

す。

9 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- (4) (3) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

令和 年 月 日

指定介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明し、交付を致しました。

居宅支援センター 泰政園

説明者職名 生活相談員 小島 美香 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防通所介護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印 _____